

実践問題6

2020年9月 問題14

**生命保険の課税関係に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。** なお、いずれも契約者（＝保険料負担者）および保険金・給付金等の受取人は個人であるものとする。

1. 契約者と保険金受取人が同一人であり、被保険者が異なる終身保険において、被保険者が死亡して保険金受取人が受け取る死亡保険金は相続税の課税対象となる。
2. 契約者と被保険者が同一人である医療保険において、疾病の治療のために入院をしたことにより被保険者が受け取る入院給付金は、非課税である。
3. 一時払終身保険を契約から5年以内に解約したことにより契約者が受け取る解約返戻金は、一時所得として総合課税の対象となる。
4. 契約者、被保険者および年金受取人が同一である個人年金保険（保証期間付終身年金）において、保証期間内に被保険者が死亡し、残りの保証期間について相続人が受け取る年金受給権は、相続税の対象となる。

## 6. 個人の生命保険の税務の必要な知識

### ●死亡保険金

契約者(保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	税金
A	A	Aの相続人	相続税 (非課税→500万円×法定相続人の数)
A	B	A	所得税 (一時所得)
A	B	C	贈与税

### ●個人年金

生命保険会社で掛ける個人年金が満期になって受け取る：年金形式で受け取る → 雑所得  
 一括で受け取る → 一時所得

### ●非課税になる保険金や給付金

入院や手術をして受け取る給付金やガン保険で受け取る特定疾病保険金は非課税

## 6. 個人の生命保険の税務の必要な知識

● Aが1500万円の死亡保険に加入 (Aには妻Bと子どもCがいる)

例1 : Aが自分に死亡保険を掛けていて妻Bが受取人の場合

非課税 :  $500\text{万円} \times \underset{\text{(妻Bと子どもC)}}{2} = 1000\text{万円}$

$1500\text{万円} - 1000\text{万円} = 500\text{万円}$  ← 相続税がかかる

例2 : Aが妻Bに死亡保険を掛けていた場合

Aが受け取った保険金は一時所得

生命保険の課税関係に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれも契約者（＝保険料負担者）および保険金・給付金等の受取人は個人であるものとする。

1. A 契約者と A 保険金受取人が同一人であり、B 被保険者が異なる終身保険において、被保険者が死亡して保険金受取人が受け取る死亡保険金は 相続税 の課税対象となる。

×  
所得税となるため

不適切

●死亡保険金

契約者(保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	税金
A	A	Aの相続人	相続税 (非課税→500万円×法定相続人の数)
A	B	A	所得税 (一時所得)
A	B	C	贈与税

●個人年金

生命保険会社で掛ける個人年金が満期になって受け取る：年金形式で受け取る → 雑所得  
一括で受け取る → 一時所得

●非課税になる保険金や給付金

入院や手術をして受け取る給付金やガン保険で受け取る特定疾病保険金は非課税

生命保険の課税関係に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれも契約者（＝保険料負担者）および保険金・給付金等の受取人は個人であるものとする。

1. 契約者と保険金受取人が同一人であり、被保険者が異なる終身保険において、被保険者が死亡して保険金受取人が受け取る死亡保険金は相続税の課税対象となる。
2. 契約者と被保険者が同一人である医療保険において、疾病の治療のために入院をしたことにより被保険者が受け取る入院給付金は、非課税である。
3. 一時払終身保険を契約から5年以内に解約したことにより契約者が受け取る解約返戻金は、一時所得として総合課税の対象となる。
4. 契約者、被保険者および年金受取人が同一である個人年金保険（保証期間付終身年金）において、保証期間内に被保険者が死亡し、残りの保証期間について相続人が受け取る年金受給権は、相続税の対象となる。